

令和6年度「学校安心ルール」大阪市立長吉西中学校

対応段階	学習の時に	他の子に対して	先生に対して	その他のルールとして	学校等が行うことができる対応
基本的な約束こと	<ul style="list-style-type: none"> 嘘をつかない ルールを守る 人に親切にする 勉強する 				
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 授業時間におくれる 授業に関係のない話をする 授業をまじめに受けない 	<ul style="list-style-type: none"> からかう、ひやかす 無視する 仲間はずれにする 悪口、かけ口を言う 物をかってに使う (SNSによるものも含む) 	<ul style="list-style-type: none"> 言葉づかい 指導を素直に聞かない 指導を無視する 	<ul style="list-style-type: none"> 服装・頭髪の決まりを守らない(その場ですぐ直すことができる) 学校に不必要的ものを持ってくる 地域での迷惑行為 物を大切にしない 学校の物をかってに使う 	<ul style="list-style-type: none"> その場で注意 場合によっては家庭連絡 個別指導 自己を振り返る活動
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> 授業のじやまをする 授業に関係のない話をしつこくする 授業をさぼり校内でたむろする 	<ul style="list-style-type: none"> こわがるようなことをしたり言ったりする いやがることを無理やりさせる 暴力をふるう 物を故意にこわしたり、すてたりする (SNSによるものも含む) 	<ul style="list-style-type: none"> 指導に対して反抗する 挑発的な態度をとる 	<ul style="list-style-type: none"> 服装・頭髪の決まりを守らない(その場で直すことができない) 学校の物に傷をつける 他校生とのトラブル 	<ul style="list-style-type: none"> その場で注意 家庭連絡 個別指導や別室における指導及び学習指導 数日間の自己を振り返る活動
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> 授業中、故意に妨害をする テストのじやまやカンニングを繰り返す 学校をさぼり校外にたむろする 	<ul style="list-style-type: none"> 第2段階を超える暴言、暴力 (SNSによるものも含む) 	<ul style="list-style-type: none"> 指導に対して激しく反抗する 押す、突き飛ばす、ぶつかるなどの暴力をふるう 	<ul style="list-style-type: none"> 学校の物をこわす 他校生徒との大きなトラブル 校内で、窃盗や喫煙、許可なく教室等に入る 	<ul style="list-style-type: none"> その場で注意 家庭連絡 数日間、別室における個別指導及び学習指導 関係諸機関(警察・南部こども相談センター等)と連携した指導 個別指導教室を活用した指導
第4段階		<ul style="list-style-type: none"> 第3段階を超える危険な暴力 	<ul style="list-style-type: none"> 第3段階を超える暴力・暴言 	<ul style="list-style-type: none"> 学校の物を激しくこわす 法律違反となるような行為 わいせつ事案、人権侵害事案 	<ul style="list-style-type: none"> 家庭連絡 一定期間、別室における個別指導及び学習指導 関係諸機関(警察・南部こども相談センター等)と連携した指導及び関係諸機関による指導 出席停止
<p>第4段階よりも重いと思われる事案については、関係諸機関(警察・南部こども相談センター)教育委員会事務局の担当指導主事と連携し、対応を協議する。</p>					

深夜徘徊、万引き、飲酒、バイク・薬物などの非行、犯罪行為は、段階と関係なく、家庭・関係諸機関(警察・南部こども相談センター等)と連携して対応する。同じ段階の指導が続く場合は、段階を上げて指導する。

(裏面も確認ください)

＜基本的な考え方＞

- 学校安心ルールは、大阪市教育振興基本計画にも示されています通り、あらかじめルールを明示することにより、子どもたちがしてはいけないことを自覚したうえで、自らを律することができるよう促すことを目的として作成したものです。
- 子どもたちには日頃より、基本的な約束に示されたことがらを心がけること伝え、ひとりひとりがルールを守ることの大切さや相手のことを考えることができる、「より良い社会（学校）」をめざしています。
- 第1～5段階の基本となるものは、大阪市教育委員会が策定した『体罰・暴力行為を許さない開かれた学校づくりのために』の「児童生徒の問題行動への対応に関する指針」によるものです。

＜ルール表作成上の留意点＞

- ※この「学校安心ルール」の内容は、大阪市教育振興基本計画に示している学校の安心・安全のためのスタンダードモデルです。
- ※学校は児童生徒ひとりひとりの状況等も十分にふまえ、対応について判断します。
- ※「学校等が行うことができる対応」については、あくまでも例示であり、学校の判断で対応することができます。
- ※「個別指導教室」とは、生活指導サポートセンター内に設置した教室であり、経験豊富な元校長先生等がいっそう丁寧な立ち直り支援を行う場所です。